

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、平成二十七年七月に収去した飼料等の試験結果の
概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	肉豚肥育用配合飼料	マルサン肉用豚大麦ミートン配合飼料	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用AP配合飼料	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		魚粉	65%フィッシュミール	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		単体飼料	とうもろこし	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社藤沢商事 第四工場 埼玉県熊谷市	同左	魚粉	鶏用ふりかけ煮干し	27.7	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		単体飼料	鶏用ふりかけきゃべつ	27.7	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉用豚大麦ミートン配合飼料	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		マルサン子豚用AP配合飼料	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		65%フィッシュミール	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		とうもろこし	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
株式会社藤沢商事 第四工場 埼玉県熊谷市	同左	鶏用ふりかけ煮干し	27.7	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		鶏用ふりかけきゃべつ	27.7	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。